

最低賃金を確認しましょう

▽新潟労働局 労働基準部賃金室

☎025・288・3504

10月1日(土)から新潟県最低賃金が時間額890円に改定されました。県内で働く臨時、パート、アルバイトなどを含むすべての労働者に適用されます。

この機会に、使用者も労働者も最低賃金を確認しましょう。

女性に対する暴力をなくす運動期間

▽子ども家庭サポートセンター

☎775・7902

11月12日(土)～25日(金)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫やパートナーからの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャルハラスメントなどの暴力は人権を侵害するものです。

不安を感じている人は、一人で悩まずに相談してください。

相談先

・DV相談ナビダイヤル

☎#8008

・DV相談+ (プラス)

☎0120・279・889

・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

☎#8891

・警察相談専用電話

☎#9110

※緊急の対応が必要な場合は、すぐに110番通報してください

健康・福祉

障がい者週間

▽福祉課 障がい福祉係

☎773・6667

12月3日(土)～9日(金)は、障がい者週間です。

障がい者の福祉について関心と理解を深め、障がい者が社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めることを目的に設けられています。

市では、南魚沼市障がい者相談員設置要綱に基づき、悩みごとなどに障がい者相談員

が応じています。相談は無料、相談の内容の秘密は守られます。気軽にご相談ください。

対 身体障がい、知的障がいのある人とその家族

相 (委託期間：令和5年3月31日まで)

・清塚登

☎777・3579

・林秀夫

☎782・9695

申 相談員に直接電話でお申し込みください。

※障がい者週間に開催されるセミナーや行事などについて詳しくは、内閣府のウェブサイトからご覧ください

在宅要介護高齢者家族手当支給事業

▽福祉課 高齢福祉係

☎773・6667

市では、要介護4以上の高齢者を在宅で介護している家族に、年1回手当を支給しています。

対象と思われる世帯に、11月上旬に申請書を郵送します。期限内に申請してください。対象となる人で、申請書

が届かない場合はお問い合わせください。

対 次の条件をすべて満たす人

・要介護4以上の認定を受けた65歳以上の人を、1月1日～12月31日の間に、連続して3か月以上、在宅で介護している家族

・被介護者に特別障がい者手当、福祉手当の受給権がない

支給額 30,000円

申請窓口 福祉課、大和・塩

沢市民センター

年末調整用「障がい者控除対象者認定書」の交付

▽福祉課 介護保険係

☎773・6675

所得税・住民税には、障がい者や障がい者を扶養している人の経済的な負担を軽減するために、障がい者控除制度があります。介護保険法の要

介護認定を受けている人で、障がい者に準ずる状態であると認められた人も対象です。

年末調整のために、年内に認定書が必要な人は申請してください。対象者で、年末調

整用の申請をしない人には、令和5年1月下旬に認定書を交付します。

認定書の交付対象者

令和4年12月31日現在、65歳以上の要介護認定者で「障がい者」「特別障がい者」に該当する人。

※令和4年中に亡くなった人も対象。要介護認定者でも基準に該当しない場合は障がい者控除の対象になりません

受付期間 11月1日(火)～12月23日(金)

申請窓口 介護保険課、大和・塩沢市民センター

認定書を交付できない場合

認定書の申請日時点で「要介護認定の結果が出ていない」「12月31日までに更新認定の結果が出る見込み」の人は、結果が出るまで認定書を交付できない場合があります。

